

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件二件	三三	○一般競争入札を行う件	三六
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件	三三	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三六
○肥料を登録した件	三四	○産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件二件	三六
○肥料の登録の有効期間を更新した件	三四	○障害者自立支援法により指定障害福祉サービス事業者を指定した件	三九
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	三五	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の名称を変更した旨届出があった件	三〇
○土地改良区の定款の変更を認可した件	三五	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件	三〇
○土地改良事業計画を変更することを確認した件	三五	○福島県漁業調整規則により公開による聴聞を行う件二件	三三
○県営土地改良事業計画を定めた件	三五	○県営土地改良事業の工事が完了した件二件	三三
○県営土地改良事業計画を変更した件	三五	○基本測量の実施について通知があった件	三三
○地籍調査に関する事業計画を定めた件	三五	○基本測量の実施の終了について通知があった件	三三
○ふくしま県民の森施設等の使用料の徴収及び収納事務を委託した件	三六	○政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況を公表する件	三三
○道路の区域を変更する件三件	三六	○福島県企業局	三三
○道路の供用を開始する件二件	三七	○福島県企業職員公舎規程の一部を改正する規程	三三

### 福島県公安委員会

○少年指導委員規則第二条第一項に規定する活動区域ごとに少年指導委員を委嘱した件

三三

### 福島県警察本部

○一般競争入札を行う件

### 正 誤

○平成十九年十二月二十六日付け号外第八十二号中

三九

## 告 示

### 福島県告示第三百三三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条第一項及び第百八十八条の規定により、平成十九年度第二次募集期における自衛官(二等空士)の採用試験(男子)について、次のとおり定める。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 受付期間  
平成十九年五月七日(月)から同年六月六日(水)まで
- 二 採用予定数  
五名
- 三 試験種目及び試験期日

試験科目	試験日
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)	平成十九年六月十日(日)
適性検査	
身体検査 口述試験	

### 四 試験会場

会場名	住 所
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

### 五 採用時期

平成十九年七月

六 応募資格

平成十九年七月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地）  
電話〇二四―五四六―一九一九・一九二〇

（県民安全領域災害対策グループ）

福島県告示第三百四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成十九年度第二次募集期における自衛官（二等陸士及び二等海士）の採用試験（男子）について、次のとおり定める。  
平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 受付期間

平成十九年五月七日（月）から同年六月六日（水）まで

二 採用予定数

十五名

三 試験種目及び試験期日

試験科目	筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査 身体検査 口述試験	試験日	平成十九年六月十日（日）
------	--	-----	--------------

四 試験会場

会場名	陸上自衛隊郡山駐屯地	住所	郡山市大槻町字長右エ門林一番地
-----	------------	----	-----------------

五 採用時期

平成十九年八月

六 応募資格

平成十九年八月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地）  
電話〇二四―五四六―一九一九・一九二〇

（県民安全領域災害対策グループ）

福島県告示第三百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成十九年四月二十日から同年八月二十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

蓬萊ショッピングセンター 福島市蓬萊町二丁目十九番一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の所在地

（変更前）福島市蓬萊町二丁目二番一号

（変更後）福島市蓬萊町二丁目十九番一ほか

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）四千二百五十四平方メートル

（変更後）二千六百五十四平方メートル

4 駐車場の位置及び収容台数

（一）位置（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

（二）収容台数（変更前）百八十四台

（変更後）二百三十八台

5 駐輪場の位置及び収容台数

（一）位置（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

（二）収容台数（変更前）三十台

（変更後）八十九台

6 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

(二) 面積(変更前) 二百平方メートル

(変更後) 四百十五平方メートル

7 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

(二) 容量(変更前) 八十三立方メートル

(変更後) 三十九立方メートル

8 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻午前十時、閉店時刻午後九時

(変更後) 開店時刻午前八時三十分、閉店時刻午後九時四十五分

9 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分まで

(変更後) 午前八時十五分から午後十時まで

10 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数(変更前) 三か所

(変更後) 四か所

(二) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後八時三十分まで

(変更後) 午前六時から午後十時まで

三 変更しようとする年月日

平成十九年十二月七日

四 届出年月日

平成十九年四月六日

五 届出をした者

福島県住宅供給公社

株式会社いちい

株式会社蓬萊ショッピングセンター

(「別紙図面」及び「別紙書面」は、省略し、その図面及び書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	登録年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
827	混合有機質肥料	混合有機質肥料 パー2号	3.0	7.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大栄物産株式会社	東京都江東区佐賀1丁目7番5号	平成19年3月26日
828	混合有機質肥料	Hぼかし1号	6.0	2.0	—	同	天龍資材有限公司	北海道岩見沢市元町1条東1丁目4番地	平成19年3月27日
829	混合有機質肥料	Hぼかし2号	5.0	4.0	—	同	同	同	同

(農業総合センター)

福島県告示第三百七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量				
			5.0	4.0				

772	副産石 50副産 灰肥料 石灰	50.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	キユーピータモゴ株式会社	東京都調布市仙川町2丁目5番	平成22年5月14日
-----	--------------------	------	-------------------------------------	--------------	----------------	------------

(農業総合センター)

福島県告示第三百八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	二頭	福島市	平成十九年四月十日	命令殺

(生産流通領域衛生飼料グループ)

福島県告示第三百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から平成十九年三月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年四月十三日認可した。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、請戸川土地改良区が八竜内地区基盤整備促進事業(農業用排水施設、農道)に係る土地改良事業計画を変更することについて平成十九年四月十一日認可した。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第三百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、里ノ前地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月二十三日から

同 年五月十四日まで

三 縦覧の場所

須賀川市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、相馬地区に係る県営広域営農団地農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月二十三日から

同 年五月十四日まで

三 縦覧の場所

相馬市役所、南相馬市役所、新地町役場及び飯舘村役場

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三百十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、平成十九年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

調査を行う者の名称

調査地域

調査期間

同 郡磐梯町	法正尻第二 法正尻第三	同
同 郡西会津町	上野尻第四 上野尻第五	同
耶麻郡北塩原村	大塩第一 大塩第二	同
同 郡南会津町	針生第二 針生第三 館岩第二十一 鶉巢第一	同
同 郡只見町	叶津 榎戸第二	同
南会津郡下郷町	小野第一 小野第二 田代第一	同
岩瀬郡天栄村	牧本第十六 牧本第十七	同
同 郡国見町	鳥取第三 小坂第三 小坂第四 泉田第三 泉田第四	同
伊達郡桑折町	半田第十六 半田第十七	同
伊達市	梁川第三 梁川第四 石田第五 石田第六 石田第七	同
喜多方市	木幡第四 磐見第七 磐見第八	同
須賀川市	江花第二 江花第三 守屋第四	同
白河市	登り町 南登り町	同
いわき市	上桶売B 渡戸E 旅人G 大平E	同
郡山市	片平町岩倉 片平町館西 湖南町館第二 福良南郷	同
会津若松市	神指町第三 神指町第四	同
福島市	立子山第十 立子山第十一 飯坂町茂庭第五 飯坂町茂庭第六	平成二十年三月三十一日まで

河沼郡湯川村	堂畑	同
同 郡柳津町	細八第四 細八第五	同
西白河郡西郷村	真船上り戸	同
東白川郡塙町	東河内五 常世中野一	同
同 郡鮫川村	下 西野沢	同
双葉郡葛尾村	上野川第四 野川第一	同

福島県告示第三百十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、  
 公金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託した。  
 平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
 ふくしま県民の森施設等使用料徴収及び収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
 1 名称 財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
- 2 所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地
- 三 徴収及び収納の事務を委託する期間  
 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(森林林業領域担い手緑化グループ)

福島県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成十九年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区	間	変更前変 敷地の幅員	延 (メートル)	長 (メートル)
-----	---	---	---------------	-------------	-------------

県道会津 坂下停車 場線	河沼郡会津坂下町字五 反田一二七五番四地先 から	変更前	一二・四〇 三七・八〇	二八〇・九
	同 郡同 町字五 反田一三一九番二地先 まで	変更後	一二・四〇 五三・〇〇	二八〇・九

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路  
企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成十九年四月二十日から二週間一般の縦  
覧に供する。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
		変更後	九・五〇 三七・〇〇	四八〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路  
企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成十九年四月二十日から二週間一般の縦  
覧に供する。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	--------------	-----------------	---------------

福島県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県  
会津若松建設事務所で平成十九年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

一般国道 三五二号	南会津郡南会津町八総 二六〇番一地先から	変更前	九・五〇 三七・〇〇	四八〇・〇
	同 郡同 町井桁 一四二番地先まで	変更後	九・五〇 三七・〇〇	四八〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津坂下停車 場線	河沼郡会津坂下町字五反田一二七五番四地先 から 同 郡同 町字五反田一三一九番二地先 まで	平成一九年 四月二〇日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県  
南会津建設事務所で平成十九年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三五二号	南会津郡南会津町八総五二番地先から 同 郡同 町井桁一一五番地先まで 同 郡同 町井桁一四七番地先から	平成一九年 四月二〇日

同 郡 同 町 井 桁 一 四 四 番 地 先 まで

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第二百二号

総合行政ネットワークサービス提供用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。  
平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 入札に付する事項
  - 1 借入物品の名称及び数量 総合行政ネットワークサービス提供用機器 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
  - 2 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 借入期間 平成十九年七月一日から平成二十四年六月三十日まで
  - 4 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

  - 1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
  - 3 財団法人地方自治情報センターが定める総合行政ネットワーク接続仕様書及び総合行政ネットワーク接続仕様書(資料編)に規定する総合行政ネットワーク提供用機器を確実に納入できる者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認
 

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成十九年五月九日(水)午後五時十五分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号  
福島県企画調整部情報統計領域電子社会推進グループ  
電話〇二四一五二一七一二五
- 四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年四月二十七日(金) 午前十時三十分 福島県自治会館八階八〇二会議室(福島県福島市中町八番二号)

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年五月二十一日(月) 午後一時三十分 福島県自治会館七階七〇二会議室(福島県福島市中町八番二号)

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札及び開札の日に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(情報統計領域電子社会推進グループ)

公告第二百三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成十九年四月十日

二 名称  
特定非営利活動法人あつとホームサービス

三 代表者の氏名  
森野 さとみ

四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市熱海町熱海六丁目六十五番地 市営住宅B棟二〇一号

五 定款に記載された目的  
この法人は、地域に住む高齢者や障害者が住み慣れた地域の中で、健康時となら変わらぬ生活を送ることができるよう応援するために、市民の手を借りた「互酬型ボランティア」を含めた訪問介護サービスと、体の不調や車椅子の使用などで今まで楽しんできた旅行を断念している方々への介護旅行についての相談・提案をして、気軽に旅行に行けるような環境づくりを目指し、本人はもちろんの事、その家族の負担軽減に寄与していく。また、核家族が進む中、出産後の生活援助や相談に乗ることで、安心して子育てに専念できる環境を提供し、明るく健やかなまちづくりの手伝いをすることを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第二百四号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年四月二十日

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
株式会社青南商事 代表取締役 安東 国善  
福島県知事 佐藤 雄平
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区  
青森県弘前市大字神田五丁目四番地五
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類  
福島県須賀川市越久字発米地内
- 四 産業廃棄物指定処理施設（廃プラスチック類の圧縮施設）  
産業廃棄物処理施設等の処理能力  
三八一・六トン毎日（八時間）  
(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第二百五号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年四月二十日

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
株式会社秋山建材 代表取締役 秋山 浩治  
福島県白河市中田三六番地の一
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区  
移動式施設のため、設置等予定地区は特定されない。
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類  
移動式木くずの破砕施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力  
二五・六トン毎日（八時間）  
(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第二百六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
いわき母子訓練センター	福島県いわき市平馬目字馬目崎五番地	特定非営利活動法人 母子通園センター	福島県いわき市平馬目字馬目崎五番地	平成一九年四月一日	児童デイサービス	障害児
どんぐりハウス	同 県郡山市大槻町字胡桃沢西一〇番地	有限会社 社たかせ	同 県郡山市田村町金屋字冬室七五番地の一	同	同	同
安積愛育園パロイネ	同 県同市小原田三丁目一一一	社会福祉法人 安積愛育園	同 県同市安積町笹川字経垣二八番地	同	同	同



公告第二百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

（自立支援領域障がい者支援グループ）

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
デイセン ターきら り	地域生活 サポート センター きらり	白河市久田 野前田五二 一	社会福 祉法人 優樹福 祉会	白河市金鈴 一七一	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	身体障害者 知的障害者 障害児
大越指定 居宅介護 事業所	田村市南 部居宅介 護事業所	田村市大越 町上大越字 古川四九 二	社会福 祉法人 田村市 社会福 祉協議 会	田村市船引 町船引字東 中子縄七	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
常葉指定 居宅介護 事業所	田村市東 部居宅介 護事業所	同 市常葉 町常葉字備 前作一五	同	同	同	同

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第二百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所	変更前の事	変更後の事	事業者	事業者の主	サービス	サービスの

（自立支援領域障がい者支援グループ）

の名称	業所の所在地	業所の所在地	の名称	たる所在地の事務所	の種類	主たる対象者
特定非 営利活 動法人 ゴール デンハ ルケン II	福島県いわ き市平字童 子町三一 一	福島県いわ き市菱川町 二一七	特定非 営利活 動法人 ゴール デンハ ルケン II	福島県いわ き市菱川町 五一八	児童デイ サービス	障害児

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第二百九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
船引指 定居宅 介護事 業所	田村市船引 町船引字源 次郎一三一	田村市船引 町船引字東 中子縄七	社会福 祉法人 田村市 社会福 祉協議 会	田村市船引 町船引字東 中子縄七	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第二百十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者のたる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ウイズケア	西白河郡西郷村字下前田西五〇	特定非営利活動法人 逢和会	西白河郡西郷村字下前田西五〇	平成一九年三月三一日	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
都路指定居宅介護事業所	田村市都路町古道字寺下五〇	社会福祉法人 田村市社会福祉協議会	田村市船引町船引字東中子縄七	同	同	同
滝根指定居宅介護事業所	同 市滝根町広瀬字針湯五五	同	同	同	同	同

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第二百一十一号

福島県漁業調整規則(昭和四十年福島県規則第五十九号。以下「規則」という。)第五十一条第三項で準用する規則第四十九条第三項及び第四項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 聴聞の期日

平成十九年六月一日(金) 午後一時

二 聴聞の場所

福島市中町八番二号 福島県自治会館七〇一会議室

三 聴聞の内容

平成十八年十月十二日午前十一時二十分頃、北緯三十七度〇四・二十五分、東経百四十一度三十五・四十六分において、規則第七条の許可を受けずにごう漁業を営んだ船舶につき、当該船舶により漁業を営む者に対し規則第五十一条第一項の規定により

当該船舶の停泊を命ずることについて

(生産流通領域水産グループ)

公告第二百一十二号

福島県漁業調整規則(昭和四十年福島県規則第五十九号。以下「規則」という。)第五十一条第三項で準用する規則第四十九条第三項及び第四項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 聴聞の期日

平成十九年六月一日(金) 午後一時三十分

二 聴聞の場所

福島市中町八番二号 福島県自治会館七〇一会議室

三 聴聞の内容

平成十八年十月十二日午前十一時二十八分頃、北緯三十七度〇四分、東経百四十一度三十六分において、規則第七条の許可を受けずにごう漁業を営んだ船舶につき、当該船舶により漁業を営む者に対し規則第五十一条第一項の規定により当該船舶の停泊を命ずることについて

(生産流通領域水産グループ)

公告第二百一十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第三項の規定により、太田地区に係る県営水田農業経営確立排水対策特別事業の工事は平成十九年三月二十七日完了したので公告する。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第二百一十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第三項の規定により、柏崎第二地区に係る県営湛水防除事業の工事は平成十九年一月十八日完了したので公告する。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第二百一十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成十九年三月三十日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 測量地域 福島県内全域
- 二 測量期間 平成十九年四月九日から平成二十年三月二十四日まで
- 三 作業の種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)  
(土木総務領域総務予算グループ)

公告第二百十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成十九年三月三十日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 測量地域 福島県内全域
- 二 測量期間 平成十八年四月二十日から平成十九年三月二十三日まで
- 三 作業の種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)  
(土木総務領域総務予算グループ)

公告第二百十七号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱第九の規定により、平成十八年度第四四半期における苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成十九年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

苦情の受付件数 零件  
(出納局審査指導グループ)

福島県企業局

福島県企業職員公舎規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 4月20日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第8号

福島県企業職員公舎規程の一部を改正する規程

福島県企業職員公舎規程(昭和44年福島県企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「設置する公舎」の次に「(以下「企業職員公舎」という。)」を加え、本則を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、企業職員公舎の維持及び管理に関しては、福島県職員

公舎規程の一部を改正する規程の附則の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(経営管理グループ)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第13号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定に基づく少年指導委員については、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条第1項に規定する活動区域ごとに次のとおり委嘱した。

平成19年 4月20日

福島県公安委員会委員長 栗野 章

- 1 委嘱年月日 平成19年 4月1日
- 2 少年指導委員の氏名及び連絡先

活動区域の名称	氏 名	連 絡 先
福 島	佐藤 明 信 渡邊 正 典 寺 島 雄 峰 本 田 富 治 田 中 悦 夫 齋 藤 浩 一 高 橋 正 知 網 代 智 明 小 野 國 武 渡 邊 典 子	福島県福島警察署少年課 電話024(522) 2121

大 瀧 正 人	福島県福島北警察署生活安全課 電話024 (554) 0110
渡 邊 龍 二	
東 條 真由美	
伊 藤 智 子	
中 野 和 紀	
清 水 久 雄	
南 條 俊 則	
高 橋 俊 雄	
八 卷 せつ子	
高 橋 文 世	
福 島 北	
齋 藤 光 朗	
齋 藤 俊 朗	
佐 藤 喜市郎	
菊 田 透	
佐 藤 伸	
中 村 ミネ	
鈴木 美智子	
氏 家 圭 三	
村 島 勤 子	

桑 折 羽根田 忠一	福島県桑折警察署刑事生活安全課 電話024 (582) 2151	
木 村 正 義		
鈴 木 徹		
赤 坂 正 弘		
伊 達 喜 雄		福島県伊達警察署生活安全課 電話024 (575) 2251
齋 藤 嘉 雄		
石 黒 治 夫		
毛 利 信 之		
佐々木 彰		
引 地 亨		
川 俣 次 夫	福島県川俣警察署刑事生活安全課 電話024 (566) 3121	
菅 野 健 夫		
水 野 隆 夫		
須 田 尚		
加 藤 巧		
二 本 松 夫		福島県二本松警察署生活安全課 電話0243 (23) 1212
高 松 亮 子		
鈴木 一 弘		
安 田 晃		
山 崎 清 典		
菅 野 四 郎		

郡	山	福島県郡山警察署少年課 電話024 (922) 2800	
		國分光子	
		白石浩四	
		伊東周子	
		倉元久美子	
		矢久保定信	
		添田ヒナ子	
		白石定義	
		坂内守	
		佐藤恭司	
		山崎久夫	
		本田英二	
		滝田重忠	

郡	山	北	宮	福島県郡山北警察署生活安全課 電話024 (991) 0110	
				佐藤尚宏	
				館弘美	
				明珍賢司	
				小林志郎	
				佐藤晃正	
				植田昭男	
				渋谷尚啓	
				遠藤守	
				白石清太郎	
				桑原一美	
				阿部善美	
				野中千佐子	
池田紀子					
本	宮	福島県本宮警察署刑事生活安全課 電話0243 (33) 3110			
		遠藤誠一			
		大槻美智子			
		國分民雄			
		川越尚治			
須賀川	福島県須賀川警察署生活安全課 電話0248 (75) 2121				
	古川文夫				
	岡部ヨシ子				
				鈴木克忠	

白 河	小林 幸一	福島県白河警察署生活安全課 電話0248 (23) 0110
	野村 重忠	
	須田 文江	
	星 光	
	小林 伸二	
	浜尾 一郎	
	大網 信融	
	根本 信孝	
	十文字 博幸	
	齋藤 伸行	
石 川	福田 茂	福島県石川警察署刑事生活安全課 電話0247 (26) 2191
	近藤 徹	
	長谷部 修一	
	溝井 京子	
	深谷 壽夫	
	志賀 勝敏	
	矢内 俊一	
佐藤 太郎		
郷 隆		

柵 倉	柵 美恵子	福島県柵倉警察署刑事生活安全課 電話0247 (33) 3241		
	遠藤 誠			
	石川 隆之			
	小貫 信子			
	佐川 和男			
	三 春		渡邊 清平	福島県三春警察署刑事生活安全課 電話0247 (62) 2121
			渡邊 宏二	
			鈴木 正廣	
			安瀬 安雄	
	小 野		吉田 新太郎	福島県小野警察署刑事生活安全課 電話0247 (72) 2121
竹川 庄吉				
太田 貴治				
新田 正仁				
会 津 若 松		栗城 一郎	福島県会津若松警察署生活安全課 電話0242 (22) 5454	
		皆川 公一		
	渡部 祝一			
	長谷川 静子			
	菅野 幸記			
本間 正樹				
羽 金 與 一				

増子 和光	福島県猪苗代警察署刑事生活安全課 電話0242 (63) 0110
渡部 久雄	
國分 美枝子	
五十嵐 康光	
畑 恒夫	
笹内 啓司	
渡部 清	
鈴木 利栄	
皆川 則重	
櫻井 兵一	
冠木 成彦	
星 千恵	
遠藤 友子	
猪苗代	福島県猪苗代警察署刑事生活安全課 電話0242 (63) 0110
神田 功	
渡部 清人	
笹岡 正人	福島県喜多方警察署生活安全課 電話0241 (22) 5111
佐藤 健市	
小椋山 剛	
喜多方	福島県喜多方警察署生活安全課 電話0241 (22) 5111
山口 充	
山口 充	

大竹 隆一	福島県南会津警察署刑事生活安全課 電話0241 (62) 1140
吉田 滋喜	
齋藤 敬一	
福田 功	
佐藤 勝司	
遠藤 淳吉	
渡部 孝一	
渡部 敏昭	
伊藤 靖也	
須田 健次郎	
五十嵐 一夫	福島県会津美里警察署刑事生活安全課 電話0242 (54) 2055
大竹 啓子	
大竹 洋一	
渡部 高明	
露崎 秀一	福島県いわき中央警察署少年課 電話0246 (26) 2121
星 せき子	
柴田 憲作	
鈴木 文忠	
渡辺 和子	福島県いわき中央警察署少年課 電話0246 (26) 2121
佐久間 比出男	
いわき中央	福島県いわき中央警察署少年課 電話0246 (26) 2121
佐久間 比出男	

い わ き 東	木 村 松 子	福島県いわき東警察署生活安全課 電話0246 (54) 1111
	里 見 堅 司	
	酒 井 信 枝	
	山 添 鞆 正	
	加 藤 正 典	
	若 松 健 夫	
	安 齋 昌 子	
	森 大 岳	
	山野辺 晴 基	
	磯 上 久 仁 子	
	木 場 慎 一	
	松 崎 總 一 郎	
	佐 藤 友 宏	
	池 田 正 一	
渡 辺 初 江		
永 山 美 代 子		
木 田 秀 雄		
渡 辺 尚 子		
小 松 元 義		

い わ き 南	石 川 四 郎	福島県いわき南警察署生活安全課 電話0246 (63) 2141
	岡 田 伸 一	
	白 岩 陽 子	
	助 川 京 子	
	大 関 澄 子	
	関 根 繁 雄	
	小 松 朗	
	比 佐 元	
	矢 吹 ゆ み	
	宮 川 崇	
	赤 津 一 夫	
	蛭 田 ミネ子	
	國 井 信 之	
	三 寄 悦 子	
南 相 馬	福島県南相馬警察署生活安全課 電話0244 (22) 2191	
小 林 清 利		
牛 来 敏 夫		
赤石澤 啓 雅		
長谷川 明		
丹 野 常 昭		
永 岡 敏 子		



富岡	佐藤 勉	福島県富岡警察署刑事生活安全課 電話0240 (22) 2121
	鈴木 文子	
浪江	西原 千賀子	福島県浪江警察署刑事生活安全課 電話0240 (34) 2141
	志賀 直行	
相馬	山田 美津	福島県相馬警察署生活安全課 電話0244 (36) 3191
	高坂 あや子	
	森 直人	
	武島 昭良	
	島 利光	
	齋藤 洋子	

(少 年 課)

## 福島県警察本部

### 福島県警察本部公告第25号

事件対策用フランクシミリの貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成19年 4月20日

福島県警察本部長 綿 貫 茂

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 事件対策用フランクシミリ 5台（搬入、据付け、調整等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成19年7月1日から平成21年6月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年4月25日（水）午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話番号024-522-2151

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年5月7日（月）午後2時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成九年十二月二十六日付け号外第八十二号中

二七	下	後ろか ら七	出 納 員 (物品出納員)	出 納 長 (物品出納員)
----	---	-----------	------------------	------------------